

(法第10条第1項第5号関係)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

この法人は、広く世界の人々を対象として、岡本太郎作の大壁画『明日の神話』(以下「本作品」)を公の場に展示・公開することにより、本作品が訴える人間の尊厳、平和の大切さ、芸術文化の素晴らしさをそのまま伝え、未来に継承し、もって世界平和の実現に寄与することを第一の目的とする。同時に、岡本太郎に深くかかわる国内の3地区(岡本太郎記念館のある東京都港区青山地区、本作品を設置する東京都渋谷区渋谷駅周辺地区、岡本太郎美術館のある神奈川県川崎地区)がいずれも国道246号線で結ばれていることから、当該道路を「TAROの道」と捉え、沿道一帯に住み、あるいは働き、学び、遊びに来る人々を主たる対象として、本作品にちなむ象徴的な公共的、公益的活動等を行うことを第二の目的とする。

### 2 申請に至るまでの経過

渋谷区、港区、川崎市などの行政機関と学校法人青山学院、地域商店会、地域町会等が連携し、本作品を渋谷に招致する活動を行ってきた。設置場所が渋谷に決定されたことにより、その精神(人間の尊厳、平和の尊さ、芸術・文化のすばらしさ等)を多くの方に伝えるため平成20年5月に特定非営利活動法人 明日の神話保全継承機構を立ち上げることにした。

2008年5月16日

特定非営利活動法人 明日の神話保全継承機構

設立代表者 住所又は居所 東京都渋谷区渋谷1丁目14番11号

氏名 小林 幹育

